ともに挑む。ともに実る。
MIZUHO みずほオートリース

みずほオートリース通信

2026年 10月号

自賠責保険料が11月1日から引き上げ改定されます！

自賠責保険料が2026年11月1日以降に保険期間が始まる契約＊から引き上げられます。自賠責保険料は近年引き下げが続いていたため、引き上げは2013年以来13年ぶりであり、今回の引き上げ幅は全車種平均で6.2%になります。

＊車検や自賠責保険更新手続きを10月中に済ませても、保険期間の始期が11月1日以降であれば新保険料が適用されます。

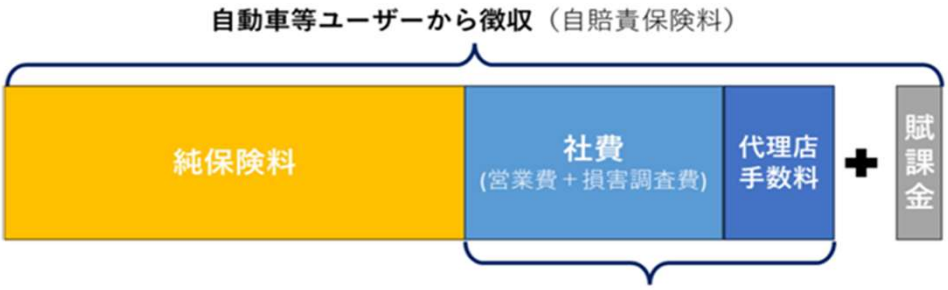
引き上げの背景を説明する前に、保険料の構成要素を確認します

自賠責保険料の構成要素は以下の3つです。

① 純保険料（自賠責保険の保険金支払いに充当する保険料）

② 付加保険料（保険会社や保険代理店の運営費（人件費など）に充当する保険料）

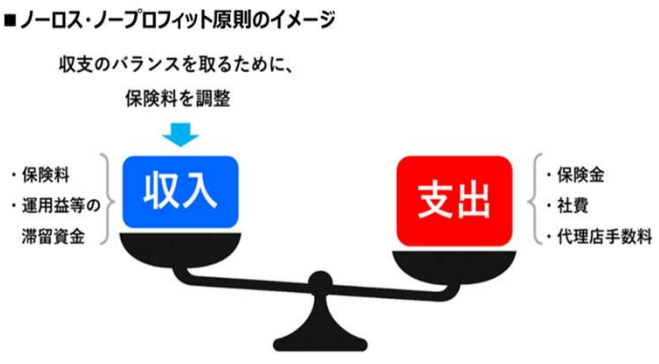
③ 賦課金（被害者保護増進等事業、無保険車等による被害者への損害填補に充当する保険料）



（出典）金融庁作成

自賠責保険料はどのように決まるのでしょうか？

自賠責保険料の水準は、自動車損害賠償保障法第二十五条で定められています。それは、「能率的な経営の下で利益も損失も出さない水準とする原則（いわゆる「ノーロス・ノープロフィット原則」）に従い、保険料やその運用益等の「収入」と、保険金支払い等の「支出」がバランスするように決定する」という基準です。

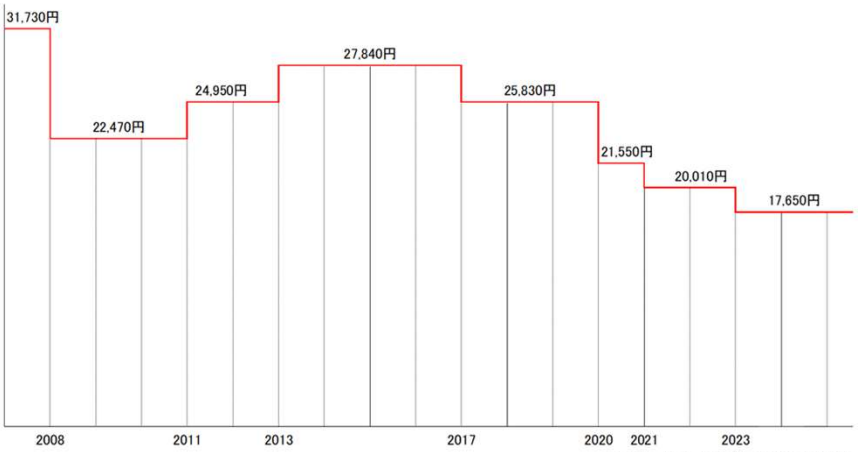


（出典）金融庁作成

※天秤の傾き度合は説明のためのイメージ

一例として、前述の基準に従って決定された＜自家用乗用自動車24か月契約・本土用＞の保険料の推移を表したのが下表です。2013年に引き上げ改定を実施した以降、ブレーキサポート搭載車の普及など自動車の安全技術の向上を背景とした交通事故率の減少により、引き下げ改定が続いていました。

■自家用乗用車（24 か月契約・本土用）の自賠責保険料の推移



（出典）損害保険料率算出機構作成資料

では、今回の保険料引き上げの背景は？

金融庁は第152回・第153回自動車損害賠償責任保険審議会の取りまとめ資料を公表しており、当該資料では引き上げの必要性を以下の通り説明しています。

① 交通事故は減少しているものの、下げ止まりつつあること

② 現在の「純保険料」はコロナ禍における外出自粛による交通事故の減少により、保険収支が改善したことで生じた資金（いわゆる「滞留資金」：約7,239億円）を自賠責保険加入者に対し、5年かけて全額還元する（保険料負担の軽減に活用する）こととして、支払保険料を大幅に下回る保険料設定（いわゆる「赤字料率の設定」＊）となっている。医療費の増加等に伴い、事故1件あたりの保険金支払い単価が近年増加しているため、保険金支払い総額は減少を続けているものの、その減少ペースは緩やかであることから、足下の「滞留資金」残高は減少し（約7,239億円⇒約5,215億円）、現時点で「純保険料」を再計算すると、保険料水準を引き上げなければ保険金支払額を将来賄えないとの結果となった

＊2026契約年度収入純保険料：4,358億円(A)　2026契約年度支払い保険金：5,546億円(B)　損害率（B÷A）：127.3%

③ 「付加保険料」においては、システム化の推進による効率化などコスト削減努力は行っているものの、賃金・物価の上昇の影響により支出増加傾向にあること

このような要因から、「ノーロス・ノープロフィット原則」に基づき、引き上げ改定を行うことが適当と結論付けられました。

出典、画像：下記ウェブサイトを参照し、一部引用のうえ当社で作成
金融庁Webサイト 第152回・第153回自動車損害賠償責任保険審議会の取りまとめ資料の公表について https://www.fsa.go.jp/singi/singi_zidousya/siryou/20260430/20260430.html
取りまとめ資料 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_zidousya/siryou/20260430/siryou_20260430.pdf
第153回自賠責保険審議会-資料1「自賠責保険基準料率改定の届出について」https://www.fsa.go.jp/singi/singi_zidousya/siryou/20260430/01_153.pdf

文中の保険料等の情報については2026年9月30日時点のものです